

大阪市立南高等学校同窓会 規約施行細則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規約施行細則は、大阪市立南高等学校同窓会（以下、「この会」という。）規約第 28 条の規定に基づき、この会の運営のため会務執行上必要な事項を定める。

(事務局)

第 2 条 この会は、事務局を大阪府中央区谷町 6 丁目 17 番 32 号に所在する大阪市立南高等学校内に置く。

第 2 章 会費ならびに寄附金

(同窓会費)

第 3 条 この会の同窓会費額は、5,000 円とする。

2. 母校の指示により、予定の期日までに支払うこと。
3. 同窓会費額の決定については、あらかじめ母校との綿密な協議により行うものとする。

(年会費)

第 4 条 この会の年会費額は、1 口 1,000 円以上で何口でも納入可能とする。

2. 当該年度内に、所定の納入用紙を用いて納入する。

(寄附者への対応)

第 5 条 寄附をされた方に対しては謝意を表することとし、会報にその名を掲載する。

第3章 役員

(副会長の役目)

第6条 副会長の役目は、次の通りとする。

- (1) 会計ならびに書記の担当者を自己の管理下のもとで、監督指導に努める。
- (2) 母校との連絡連携等に努める。
- (3) 総会開催およびその他各種事業の実施に関し、指導的立場に立脚し、他の役員と共に連携を密にして事業の推進に努める。

(会計担当者)

第7条 会計担当者は、常任幹事若しくは幹事から若干名を選出するものとする。

2. 任期は、規約第10条に準ずる。

(書記担当者)

第8条 書記担当者は、常任幹事若しくは幹事から若干名を選出するものとする。

2. 任期は、規約第10条に準ずる。

第4章 会議

(正副会長会)

第9条 正副会長会は、会長ならびに副会長、および会長が常任幹事の中から委嘱をした若干名をもって構成する。

2. この会の規約第22条に示す事項について協議を行い、その内容について常任幹事会に付する。

(常任幹事会)

第10条 常任幹事会は、会長ならびに副会長、および常任幹事をもって構成する。

2. この会の規約第22条に示す事項について協議を行い、その内容について幹事会に付する。

(幹事会)

第11条 幹事会は、会長ならびに副会長、および常任幹事と幹事をもって構成する。

2. この会の規約第22条に示す事項について協議を行い、その内容について総会に付する。

第5章 経費・財産および会計

(会計監査)

第12条 会計年度終了をもって、会計監査を適宜実施する。

2. 正副会長会において、会計年度終了後2カ月以内に、正会員の中から会計監査役を若干名選任する。
3. 会計監査役は、総会において監査報告を行う。また、総会終了をもってその任を終えるものとする。

第6章 補 則

(規約施行細則の変更)

第13条 この規約施行細則の変更は、役員会（正副会長会・常任幹事会・幹事会）の議を経て会長が定める。

(定めのない事項)

第14条 この規約施行細則に定めのない事項については、役員会の議を経て会長が定める。

附則 この規約施行細則は、平成26年 月 日総会において承認同日施行